

網走市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する要綱第 1 1 条第 2 項第 3 号に定める事項  
を記載した書類

|     |  |      |              |
|-----|--|------|--------------|
| 法人名 |  | 事業年度 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|-----|--|------|--------------|

1 収益の明細その他資金に関する事項  
[収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

| 収益の源泉別の内訳 | 金 額 |
|-----------|-----|
|           | 円   |
|           | 円   |
|           | 円   |
|           | 円   |
|           | 円   |
|           | 円   |
|           | 円   |
|           | 円   |
|           | 円   |
|           | 円   |
| 合 計       | 円   |

(2) 借入金の明細

| 借入先 | 金 額 |
|-----|-----|
|     | 円   |
|     | 円   |
|     | 円   |
|     | 円   |
|     | 円   |
| 合 計 | 円   |

(3) その他の資金

|  | 金 額 |
|--|-----|
|  | 円   |
|  | 円   |

網走市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する要綱第 11 条第 2 項第 3 号に定める事項  
を記載した書類

|     |  |      |              |
|-----|--|------|--------------|
| 法人名 |  | 事業年度 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|-----|--|------|--------------|

## 2 資産の譲渡等の内容に関する事項

[資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る事業の料金及び条件等

[illegible]

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

[illegible]

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

[illegible]

網走市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する要綱第 11 条第 2 項第 4 号に定める事項  
を記載した書類

|     |  |      |              |
|-----|--|------|--------------|
| 法人名 |  | 事業年度 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|-----|--|------|--------------|

3 取引の内容に関する事項

[収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次  
その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

| 氏名または名称 | 住所又は所在地 | 取引金額 | 取引内容等 |
|---------|---------|------|-------|
|         |         | 円    |       |
|         |         | 円    |       |
|         |         | 円    |       |
|         |         | 円    |       |
|         |         | 円    |       |

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

| 氏名または名称 | 住所又は所在地 | 取引金額 | 取引内容等 |
|---------|---------|------|-------|
|         |         | 円    |       |
|         |         | 円    |       |
|         |         | 円    |       |
|         |         | 円    |       |
|         |         | 円    |       |

網走市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する要綱第 1 1 条第 2 項第 5 号に定める事項  
を記載した書類

|     |  |      |              |
|-----|--|------|--------------|
| 法人名 |  | 事業年度 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|-----|--|------|--------------|

4 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引の内容に関する事項

(1) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引のうち  
資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

(2) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引のうち  
資産の貸付（金銭の貸付を含む。）

[illegible]

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引のうち役務の提供（施設の利用料を含む。）

[illegible]

網走市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する要綱第 1 1 条第 2 項第 6 号及び第 7 号に定める事項を記載した書類

|     |  |      |              |
|-----|--|------|--------------|
| 法人名 |  | 事業年度 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|-----|--|------|--------------|

5 寄附者に関する事項

[寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

| 氏 名 | 寄付金額 | 受領年月日 |
|-----|------|-------|
|     | 円    |       |
|     | 円    |       |
|     | 円    |       |
|     | 円    |       |
|     | 円    |       |

6 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

| 給与を得た職員の総数 | 先の職員に対する給与総額 |
|------------|--------------|
|            | 円            |

|     |  |      |              |
|-----|--|------|--------------|
| 法人名 |  | 事業年度 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|-----|--|------|--------------|

[支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

8 海外への送金等に関する事項（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）  
 「200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日」

[illegible]

**「網走市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する要綱第 12 条第 2 項各号に定める事項を記載した書類」記載要領**

**1 「収益の明細その他資金に関する事項」欄**

(1) 欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2) 欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3) 欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

**2 「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄**

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

**3 「取引の内容に関する事項」欄**

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

**4 「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引の内容に関する事項」欄**

(1)～(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項) この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

**5 「寄附者に関する事項」欄**

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項) この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

**6 「給与の総額等に関する事項」欄**

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

**7 「支出した寄附金に関する事項」欄**

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

**8 「海外への送金等に関する事項」欄**

200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。